

# 議 事 録 抄 本

令和 8 年 1 月

福崎町農業委員会



令和8年1月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 1月20日(火) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・14名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	-	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
-	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	-	14番 後藤 芳樹	-
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、藪内課長補佐、和田

【欠席者】 副会長 上阪 英仁、8番 植岡 洋子、13番 大野 通利、15番 岡 幸司

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	-
10番 尾崎 肇	16番 松岡 隆子

【署名人】

2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良
----------	----------

<案件>

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可) 3件

議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可) 2件

議案第43号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
(委員会受理) 1件

議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る  
意見聴取について 19件

議案第22号（保留分）農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
（委員会許可） 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 5件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について 3件

---

（議 長） 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会1月定例会を開催します。

本日、上阪副会長、植岡委員、大野推進委員、岡推進委員から欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中10人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一 同） <異議なし>

（議 長） 異議なしということで、

2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第41号から議案第44号及び保留分の議案第22号に至る計5議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

---

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
（委員会許可）

（事務局） 32番：資料1ページをご覧ください。申請地は、八反田公民館から東約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。申請地は市街化区域で譲受人は[ ]に住宅を建築する予定です。もともと1筆を住宅用地と農地に分筆し、それぞれ申請・届出がされています。農機具等は祖父が所有しているため、借りて行くと聞いております。取得後は果樹・野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第 41 号 32 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 32 番：現地では、写真では草が青々としておりますが、枯れ草となっております管理されていることを確認しました。  
現地調査班では、特に問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 41 号 32 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第 41 号 32 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第 41 号 32 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 32 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 41 号 33 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 33 番：資料 2・3 ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館から東約 500m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[ ]は 6 月にも庄で農地の所有権移転を行っております。取得後は露地野菜を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第 41 号 33 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願  
います。

(尾崎委員) 33 番：現地では、耕起されており、管理されていることを確認しました。  
現地調査班では、特に問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 41 号 33 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第 41 号 33 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第 41 号 33 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による農地等  
の所有権移転許可申請承認 33 番について、原案の内容で許可することといた  
します。

次に、議案第 41 号 34 番について、関係委員がおられるため退席お願いいた  
します。

< 尾内推進委員 退席 >

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 34 番：資料 4・5 ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から  
■■■■■が西約 200m、■■■■■が南東約 100m に位置しています。地籍図・  
写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人は遠方に住んでおります。  
■■■■■は■■■■■が個人で使用貸借権を設定し耕作しておりました。遠方  
に住んでいることもあり、■■■■■を耕作していた■■■■■と話がまとまり  
今回の申請が出てきております。周辺は、集団化していないため所有権移転  
による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと思  
えます。また、今回の申請に併せて■■■■■の地域計画を変更しますので、

ご意見があればお願いいたします  
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第 41 号 34 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願  
います。

(尾崎委員) 34 番：現地では、XXXXXXXXXXは昨年も水稲がされていたこと、XXXXXXXXXXの畑  
も管理されていることを確認しました。  
現地調査班では、特に問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 41 号 34 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第 41 号 34 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第 41 号 34 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による農地等  
の所有権移転許可申請承認 34 番について、原案の内容で許可することといた  
します。

< 尾内推進委員 着席 >

---

(議 長) 次に、議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可  
申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可)

(事務局) 14 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、西治公民館から西約 250  
m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により貸露天駐車場へ転用するものです。譲受人はXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXです。寺の駐車場はありますが、行事の際に、駐車場が不足するため

隣接する申請地を貸露天駐車場に転用する計画です。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第42号 14番について、現地調査済ですので報告願います。

(尾崎委員) 14番：現地では、竹林となっていることを確認しました。  
現地調査班では、周囲に影響がないため特に問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第42号 14番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第42号 14番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第42号 14番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 14番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第42号 15番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 15番：資料8・9ページをご覧ください。申請地は、福崎西中学校から南約200mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。  
この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。分筆はまだされていませんが、今回申請が出てきている南側は分筆後は農地として残る予定です。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。  
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第42号 15番について、現地調査済ですので報告願います。

- (尾崎委員) 15番：現地では、管理されていることを確認しました。現地調査班では、特に問題ないと判断しています。よろしくご審議ください。
- (議長) 議案第42号 15番について、質疑はありませんか。山口委員どうぞ。
- (山口委員) この面積が5条申請で出てきてるんですね。残りの300㎡ほどはどうされるですか。
- (事務局) 申請地南側の農地は分筆後に3条申請すると聞いております。
- (山口委員) 分筆後に3条申請するのは別の人ですか。■■■■ですか。
- (事務局) ■■■■です。
- (山口委員) 通常、同時に申請を行うのではないのでしょうか。5条申請の方が時間がかかって3条申請の方が許可までまだ早いです。宅地と宅地の間で田として残されるのはよろしくないと考えますので、管理はするよう伝えておいてください。
- (事務局) 今まで、同時で申請が多かったので今回も同時に出てくると思っていましたが、5条申請のみが出てきました。管理については伝えます。
- (議長) 他に質疑はありませんか。
- <なし>
- (議長) ないようですので、討論・採決に移ります。議案第42号 15番について、討論はありませんか。
- <なし>
- (議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。議案第42号 15番について、賛成の方は挙手願います。
- <全員挙手> [賛成9：反対0]
- (議長) 全員挙手でございますので、議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 15番について、原案の内容で県へ進達することといたします。
-

(議 長) 次に、議案第 43 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 43 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

(事務局) 1 番 : 資料 10 ページをご覧ください。残存小作の解消が出てきています。所有者から解約の申出をし、耕作者と解約の話がまとまりました。以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第 43 号 1 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第 43 号 1 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第 43 号 1 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 43 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、原案の内容で受理することといたします。

---

(議 長) 次に、議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 11～16 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田 42,382 m<sup>2</sup>、19 件です。以上です。

(議 長) 議案第 44 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第 44 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第 44 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 19 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

---

(議 長) 次に、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 18 番：資料 17 ページをご覧ください。9 月と 11 月の委員会にて保留になりました案件です。12 月 18 日に会長、事務局、譲受人の [ ] 及び代理人の 4 名で話し合いを行いました。1 月の委員会までには耕起及び草刈りを行うとのことと今後の耕作の予定を伺い、再度審議することになりました。  
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。  
議案第 22 号 18 番について、現地調査済ですので報告願います。

(尾崎委員) 18 番：現地では、草刈り、耕うんされていることを確認しました。  
現地調査班では、特に問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議 長) 現地調査員から、申請地及び 6 月に所有権移転を行った農地についての報告がございました。  
議案第 22 号について、質疑・意見はありませんか。  
山口委員どうぞ。

(山口委員) 申請地以外にも対象になっていた農地ありましたが、それはどうなっていましたか。

(事務局) そちらの現地確認も行い、先ほど報告がありましたとおり耕うんされておりました。

(山口委員) 耕うんしてあったんですね。

(事務局) はい、11月での現地確認の際より耕うんされ、野菜も育ててありました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。  
議案第22号について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第22号について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、原案の内容で許可することといたします。

---

(議長) 続きまして、報告事項です。  
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料18ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が5件出たことを報告します。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料19～21ページをお開きください。4番が令和7年12月8日付け、5番が令和7年12月24日付け、6番が令和8年1月5日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

<15:33 終了>

○次回農業委員会開催日・・・3月23日(月) 15:00～

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	
署 名 人	